

評議員、理事、監事に対する報酬の支払い方について

1. 評議員

- 評議員の報酬は23年度予算では一人1万円（年2回の評議員会に対して1回5千円）となっているが、実際の支払いは一人2万円（年2回の評議員会に対して1回1万円）とする。
- 3, 12月の各評議員会開催の都度一人1万円を支払う。
- 臨時の評議員会を開催せざるをえない場合は、やはり一人1万円を払うこととする。（評議員に対する報酬は、定款第15条により、年間総額100万円を超えなければいいので、現在の9人の評議員を前提にすると、9回の臨時評議員会があっても大丈夫という計算になる）。
- なお、これまでの「お車代」（各回1万円）は廃止し、交通費については申告に応じて実費を支払うこととする。実際にはあまり申告はないと思われるが、例えばタクシーを使用されたような場合、レシートがあればその金額を支払うこととする。

2. 理事

- 理事全員（5人）の23年度の報酬限度は、評議員会の議決により、11,400,000円となっている。（22.12.10の評議員会で停止条件付で議決しているが、議事録に金額を明記していないので、23, 3, 15の評議員会で確認を取る予定）。実際の支払い額は予算の計9,900,000円に沿って支払う予定であるが、評議員会議決は限度なので、下記常勤理事の二人の報酬を俸給表で1号俸アップした場合を想定して概算し、限度額としたものである。
- 常勤理事（具体的には理事長および専務理事の二人）の報酬は計9,300,000円である。
- 世古業務執行理事の年報酬は400,000円なので、これを3月、12月の理事会に分けて200,000円ずつ支払う。その間の臨時の理事会があった場合は原則として報酬の支払いはしない。

- 非常勤理事（2名）の年間報酬は100,000円なので、これを3月、12月の理事会に分けて5万円ずつ支払う。その間の臨時の理事会があった場合は原則として報酬の支払いはしない。
- 交通費は実費を請求に応じ支払う。格別の請求がない場合は支払わない。

3. 監事

- 監事の23年度の報酬限度額は、評議員会の議決により400,000万円となっている。（理事報酬限度額と同様23.3.15の評議員会で再確認の予定）。これはあくまで限度であり、実際は予算どおり300,000円を支払う予定。
- 大武監事に対しては、12月の理事会開催時にまとめて300,000円を支払うこととする。
- 交通費の扱いは上記評議員、理事と同様である。

以 上